

令和4年3月22日（令和4(2022)年度第22号）



全国保育士会委員ニュース

本ニュースは、全国保育士会委員、顧問、監事、都道府県・指定都市保育士会事務局に送付しています。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育士会事務局

〒100-8980
千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-6503
FAX 03-3581-6509
Mail hoikushikai@shakyo.or.jp
<https://www.z-hoikushikai.com>

<ニュースの内容>

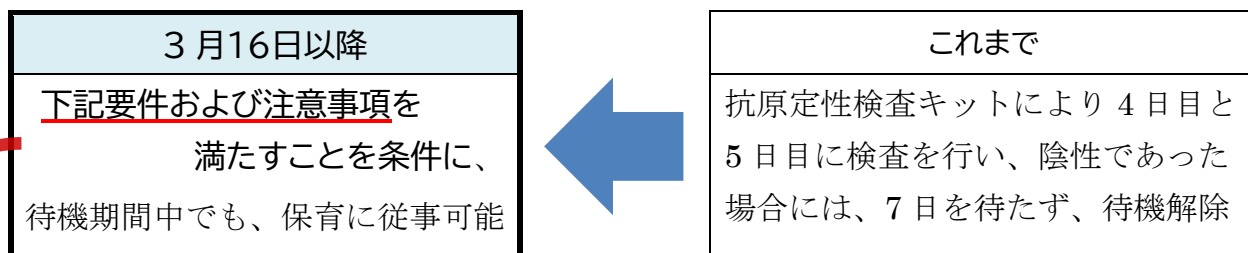
- 保育所等で感染者が発生し、保育士等が濃厚接触者となった場合の取り扱いについて
- 抗原定性検査キットの入手について（一般事業者からの問合せに対応できる医薬品卸売業者等について）
- 「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」の一部改正について（厚生労働省）
- 『医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度』にて第2回適正認定事業者が公表されました（厚生労働省）

■ 保育所等で感染者が発生し、保育士等が濃厚接触者となった場合の取り扱いについて

令和4年3月16日（水）、オミクロン株の特徴を踏まえた濃厚接触者の取扱い等について、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より都道府県衛生主管部局宛てに事務連絡が発出されたことを受けて、保育所等における濃厚接触者の取扱いの詳細が、都道府県・市区町村の保育主管部（局）等宛てに示されました。

これは、保育所等における濃厚接触者の取扱いについて、要件および注意事項を満たす限りにおいて、必要な保育が提供されるための緊急的な対応として、次頁の取り扱いとすることを可能とするものです。

濃厚接触者となった保育所の職員等の取扱い



【要件】

- 他の職員による代替が困難な職員であること。
- ワクチン3回目接種を実施済みで、接種後14日間経過した者。
- ワクチン2回目接種から6か月以上経過していない場合には、2回接種済みで2回目接種後14日間経過した者。
- 無症状であり、毎日業務前に核酸検出検査または抗原定量検査（当該検査による実施が困難な場合は、抗原定性検査キット）による検査を行い、陰性が確認されていること。
- 当該職員の業務を施設長等の管理者が了解していること

【注意事項】

- ワクチン接種済みであっても、感染リスクを完全に予防することはできないことを認識し、他の職員による代替が困難な職員に限る運用を徹底すること。
- 当該職員が感染源にならないよう、業務内容を確認し、基本的な感染対策を継続すること。
- 通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けること。
- 施設長等は、当該職員を含む職員および利用児童等の健康観察を行い、当該職員が媒介となる感染者が発生していないかの把握を行うこと。
- 検査期間は、最終曝露日（陽性者との接触等）から5日目に陰性が確認されるまでとする。

【検査について】

- 集中検査について・・・「全国保育士会委員ニュース」No.20 参照
- 抗原定性検査キットの入手について・・・次記事「抗原定性検査キットの入手について」参照

内容の詳細については、下記ホームページの「95」をご確認ください。

- 厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html

■ 抗原定性検査キットの入手について（一般事業者からの問合せに対応できる医薬品卸売業者等について）

保育所等、社会的機能の維持のために必要な事業に従事する者については、濃厚接触者とされた場合、抗原定性検査キットにより、4日目と5日目に検査を行い、陰性だった場合には、待機を解除できることとされています（令和4年1月28日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」）。

保育所等は、抗原定性検査キットを入手にあたり、医療機関に次いで、**優先的な発注等の対象**となっています（令和2年2月2日付け事務連絡「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかる関連事務連絡の周知について」）。

抗原定性検査キットの入手については、厚生労働省のホームページ内に、「一般事業者からの問合せに対応できる医薬品卸売事業者等」の一覧が掲載されています。

同ホームページ内に掲載の「確認書」を記載し、掲載の卸売業者に提出することで、優先的な発注が可能となっていますので、ご活用ください。

- 厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 健康 > 感染症情報 > 新型コロナウイルス感染症について > 一般事業者からの問合せに対応できる医薬品卸売業者等について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00296.html

■ 「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」の一部改正について（厚生労働省）

令和4年3月14日、『社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について』の一部改正についてが公布されました（施行日は令和4年4月1日）。

これは、主に社会福祉法人に対する一般監査について、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止の観点から、実地によらない方法での実施について特例的に認める旨を追加されたものです。

（改正の内容）

（1）社会福祉法人指導監査実施要綱「2 指導監査の類型（1）」

- 指導監査について、「ただし、一般監査については、公衆衛生上、感染症のまん延を防止する必要性が極めて高く、実地においてこれを行うことが困難であるものとして、厚生労働省社会・援護局長が定めるところにより、実地によらないことができるものとする。」を追記

（2）指導監査ガイドライン

- 「I 法人運営」の「3 評議員・評議員会」、「4 理事」、「5 監事」関係

- 評議員、理事、監事の欠格事由について、「暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を着眼点に追記

(3)指導監査ガイドライン

「Ⅲ 管理」の「3 会計管理」関係

- 計算書類の注記について注記すべき事項について、「15 合併又は事業の譲渡若しくは譲受けが行われた場合には、その旨及び概要」を着眼点に追記

詳細は別添資料をご確認ください。

■「医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度」にて第2回適正認定事業者が公表されました(厚生労働省)

「医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者認定制度」は、医療・介護・保育分野における人手不足解消に向け、求人者と無料職業紹介事業者および有料職業紹介事業者が連携協力して適正なマッチングの質向上に貢献することを目的として発足した制度です。

求人者が適材を確保しつつ、入職後の定着を促進できるようにすることで、求人者における安定的な人材の確保につなげるもので、令和3年度に創設されました。

同制度では、一定の基準を満たした有料職業紹介事業者を「適正な有料職業紹介事業者」として認定することとし、令和3年11月に行われた第1回の審査では計19事業者（保育分野は9事業者）が適正認定事業者として認定されました。

今回、第2回の審査が行われ、計16事業者（保育分野は2事業者）が適正認定事業者として公表されました。

適正認定事業者の詳細については、下記ホームページをご参照ください。

- 「医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者認定制度」トップページ > 適正認定事業者を探すページ

<https://www.jesra.or.jp/tekiseinintei/>